

教職課程認定大学実地視察規程

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正 平成18年4月25日改正

一部改正 平成20年6月10日改正

一部改正 平成21年〇月〇〇日改正

1 趣旨

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

2 実地視察方法

- (1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。
 - ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
 - ② 教育課程及び履修方法
 - ③ 教員組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則
 - ⑦ 学生の教員への就職状況
- (2) 実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第34条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）2名以上（うち1名以上は委員会の委員）で分担して行う。
- (3) 実地視察を行う委員は部会長が定める。
- (4) 委員は利害関係のある大学の実地視察はできない。
- (5) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (6) 実地視察にあたっては、必要に応じて、当該大学の所在する都道府県及び市区町村の教育委員会を実地視察に参加させることができる。
- (7) 部会長は、実地視察大学に対し、実地視察調査表をあらかじめ提出させ、実地視察の

日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察大学に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。

- (8) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

3 留意すべき事項を付した大学への実地視察

教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）5（5）に基づき、留意すべき事項を付した大学については、原則として、段階的整備期間中に、実地視察を行う。

4 報告書の作成及び公表

- (1) 実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。
- (2) 報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察大学及び全ての課程認定大学に送付する。
- (3) 報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該大学の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

5 教職課程の認定の取消についての意見

実地視察大学の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べることができる。

6 その他

- (1) この規程は平成21~~0~~年度から適用する。
- (2) この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

教職課程認定大学の实地視察について

1. 趣旨

教員免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（教職課程）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じ、教職課程を有する大学に対して、实地視察を行う。

2. 方法

(1) 視察事項

实地視察は、教職課程認定基準等に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。

- ① 教育課程及びその履修方法
- ② 教員組織
- ③ 施設設備（図書等を含む）
- ④ 教育実習の実施状況
- ⑤ 学生の教員免許取得状況・教員への就職状況

(2) 視察者

实地視察は、教員養成部会委員2名以上により行い、担当事務官が同行する。

(3) 視察の方法

实地視察は、あらかじめ提出させる調査票等に基づいて行い、改善すべき事項については、適切な指導・助言等を行う。

(4) 視察大学数

平成20年度は、34校に対して実施。

3. 報告書の作成

实地視察の結果については、視察委員及び担当事務官により報告書を作成する。

報告書は教員養成部会の了承を得た後公表される。

初等中等教育局視学委員規程

平成19年6月21日
初等中等教育局長決定

(趣旨)

第1条 文部科学省組織規則第34条に規定する初等中等教育局視学委員（以下「視学委員」という。）の職務その他の事項については、この規定の定めるところによる。

(身分)

第2条 視学委員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

(職務)

第3条 視学委員は、命を受けて、初等中等教育について、専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

(委嘱)

第4条 視学委員は、学校教育、地方教育行政の職務経験者及び大学等の職員であって、専門的な知識、経験等を有する者のうちから委嘱する。

(任期)

第5条 視学委員の任期は、2年とする。
2 視学委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 視学委員に関する庶務は、初等中等教育局初等中等教育企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、視学委員の運用に関し必要な事項は、初等中等教育局長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年6月21日から施行する。